

この工事には、新宿区公契約条例による

労働報酬下限額 が定められています。

労働報酬下限額とは

公契約に従事する者に対して支払われるべき報酬の下限額です。

 **ご注目** 

労働報酬下限額一覧（令和6年3月告示）

（単位：円／1日当たり）

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	25,470	19	トンネル特殊工	30,510	37	はつり工	25,740
2	普通作業員	22,860	20	トンネル作業員	26,460	38	防水工	30,780
3	軽作業員	15,840	21	トンネル世話役	34,560	39	板金工	29,160
4	造園工	23,310	22	橋りょう特殊工	29,610	40	タイル工	28,170
5	法面工	28,440	23	橋りょう塗装工	30,240	41	サッシ工	27,360
6	とび工	28,080	24	橋りょう世話役	34,650	42	屋根ふき工	29,160
7	石工	28,260	25	土木一般世話役	27,900	43	内装工	28,170
8	ブロック工	26,280	26	高級船員	32,940	44	ガラス工	26,910
9	電工	27,090	27	普通船員	26,550	45	建具工	24,210
10	鉄筋工	27,810	28	潜水士	42,480	46	ダクト工	24,300
11	鉄骨工	25,200	29	潜水連絡員	31,050	47	保温工	23,580
12	塗装工	29,430	30	潜水送気員	30,150	48	建築ブロック工	28,260
13	溶接工	30,420	31	山林砂防工	27,630	49	設備機械工	23,760
14	運転手（特殊）	26,010	32	軌道工	48,960	50	交通誘導警備員A	17,100
15	運転手（一般）	21,240	33	型わく工	27,000	51	交通誘導警備員B	14,940
16	潜かん工	31,590	34	大工	25,920	52	未熟練工等	12,320
17	潜かん世話役	37,440	35	左官	27,720			
18	さく岩工	32,040	36	配管工	24,300			

対象となる契約：予定価格2,000万円以上の工事契約

新宿区公契約条例とは

労働者等の適正な労働環境を確保することにより、公契約の適正な履行と良好な品質を確保し、区民サービスの向上と地域経済の活性化を目的とする条例です。



新宿区公契約条例について詳しくはホームページへ！

新宿区役所総務部契約管財課

TEL：03-5273-4075

FAX：03-5287-5597

新宿区 公契約条例

